



目次

山菜類の出荷販売等について／「ほっとカフェ」～4月の開催について～	1ページ
農用地区域の見直しについてお知らせします／架空請求や詐欺に注意！！	2ページ
診療所だより	3ページ
平成30年度からの国保制度の改正点について	4ページ
平成30年度からの国保制度の改正点について（P4続き）／	
宮下病院からのお知らせ	5ページ
4月の資源回収について	6ページ

山菜類の出荷販売等について

雪解けとともに野山に自生する山菜類の採取の季節が訪れます。

山菜類を販売したり、調理して提供する際には、県の放射線モニタリング検査を必ず受けてください。放射性物質が基準値（1kgあたり100ベクレル）以下の場合には出荷販売が可能となります。

モニタリング検査は時間を要しますので、山菜類の出荷販売を検討されている方は、収穫の前に必ずご相談ください。

金山町のモニタリング対象品目

わらび	ぜんまい	ふき	うど
たらの芽	ごごみ	もみじがさ	みやまいらくさ
ふきのとう	さんしょう	うるい	たけのこ
こしあぶら※	うわばみそう	ねまがりたけ	

※こしあぶらは、出荷制限となっています。

上記以外の品目を出荷販売する際にも、必ずご相談ください。

◎問い合わせ：産業係 ☎54-5321

認知症相談・情報交換カフェ「ほっとカフェ」 ～4月の開催について～

認知症の方だけでなく、どなたでも気軽に地域の人々と交流したり、健康のことや認知症のことを保健師などに相談したりできる場です。飲食をしながらのおしゃべりや、専門職による勉強会・相談、健康体操などさまざまな活動を行っています。お気軽にご参加ください。

○時 間：午前10時 ～ 11時30分
（途中参加・退出OK）

○料 金：無料（事前申し込み不要）

横田地区 （馬場商店）	第2金曜日 （13日）
中川地区 （画廊/パンプキン）	第3火曜日 （17日）



◎問い合わせ：保健福祉係 ☎54-5135

農用地区域の見直しについてお知らせします

この度金山町では、農用地区域の見直しを実施致します。農用地区域の編入・除外について下記事項を参考にご協力願います。

1. 農用地区域とは

農業上の利用に制限された優良な農地がまとまっている区域を指します。

農用地区域であれば多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払事業などが利用可能になりますが、農地を守るために農地以外への転用はできなくなります。

2. 見直しの手順について

- ① その農地がどのように区分されているかを確認してください。
(区分の状況は区長さんか役場産業課で確認できます)
- ② 見直しの必要があれば、将来の土地利用計画(転用計画など)を基に、場所・理由(利用目的)などを区長さんに申し出てください。
期限は4月13日(金)までです。
- ③ 区長さんは、申し出を基にした見直し案を農業委員、地区役員、地権者などを交え集落で協議してください。
- ④ 区長さんは、農用地区域変更調書を役場産業課へ提出してください。

3. 注意事項

- ・農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無い場合編入できません。
- ・多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払事業を行っている農地や除外により営農利用上支障がでる場合などは除外できません。
- ・個人の農地でも編入・除外については、将来の農地利用計画を考え、集落での話し合いが必要です。
- ・申し出をされた場合でも、必ずしも編入・除外できるとは限りません。
- ・申し出をしたことで、すぐに区域の変更や農地転用ができる訳ではありません。

その他不明な点については、お問い合わせください。

◎問い合わせ：産業係 ☎54-5321

架空請求や詐欺に注意！！

～町内で不審なハガキや電話が増えています～

架空請求や還付金詐欺に関するハガキや電話に注意！

町内で架空請求ハガキが届いたり、還付金詐欺に繋がる電話が増えています。もしこのようなハガキや電話がきても、相手の指示に従ったりせず、家族や警察に相談するようにしましょう。

- ・連絡しない ・一切払わない
- ・名称などに惑わされない ・悪質なときは警察に相談する
- ・裁判所からと思われる通知が届いたときには相談する

迷わず消費生活センターや警察に相談してください！

- ・福島県消費生活センター ☎024-521-0999
- ・警察安全相談電話 ☎024-525-3311



◎問い合わせ：保健福祉係 ☎54-5135

診療所だより

4 月 の 診 療 体 制

本所外来担当 (受付終了時間は午後4時です)

曜	午 前 診療時間：9時～12時	午 後 診療時間：1時30分～4時30分
月	押 部 先生	午後3時30分まで休診 (かねやまホーム出張診療)
火	押 部 先生	宮 下 病 院 医 師
水	押 部 先生	宮 下 病 院 医 師
木	押 部 先生	会 津 医 療 セ ン タ ー 医 師
金	宮 下 病 院 医 師	
	検査～かねやまホーム出張診療 (押部先生)	

◆健診や予防注射が予定されている場合は、終了までお待ちいただきます。

- 【内科健診】 ・ 19日(木) 午後 3時～ 横田小 ・ 20日(金) 午後2時～ 金山小
 【歯科健診】 ・ 17日(火) 午後 2時～ かねやまホーム ・ 18日(水) 午後2時40分～ 横田小
 ・ 23日(月) 午後10時30分～ 金山小

◎インフルエンザが疑われる症状の方は、本所で受診ください。

(各出張所には隔離する部屋がないため)

沼沢出張診療所

- ☺ 毎週 水曜日
- ☺ 午後1時30分～2時30分(受付午後2時まで)
- ☺ 担当医:押部先生

☎55-3251

横田出張診療所

- ☺ 毎週 火曜日・木曜日
- ☺ 午後1時30分～3時30分(受付午後3時まで)
- ☺ 担当医:押部先生

☎56-4242

歯 科 診 療 案 内

- ☺ 月～金：午前9時～正午、午後1時～5時(電話予約可能)
 ※上記以外の時間でも、可能な限り対応します。(仕事や学校に行く前、終わってからなど)
 時間外診療を希望される方は、電話でご相談ください。
- ☺ 担当医：市川先生

【無料歯科相談を行っています】

市川先生による無料歯科相談を行っています。希望される方は窓口にお申し込みください。

金山町国民健康保険診療所 ☎54-2031

平成30年度からの国保制度の改正点について

「広報かねやま」2月号でお知らせした国保制度の改正のほかに、平成30年度から改正される主な内容をお知らせします。

◆70歳以上75歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

1か月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ。食事代等は含みません。）が限度額を超えたときに、申請により超えた分が支給される制度です。

〔平成30年7月まで〕

区 分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円＋（医療費の総額－267,000 円）×1% 【44,400 円】
一 般	14,000 円 （年間上限額 144,000 円）★	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円



〔平成30年8月から〕

区 分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額
課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（医療費の総額－842,000 円）×1%	【140,100 円】
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋（医療費の総額－558,000 円）×1%	【93,000 円】
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋（医療費の総額－267,000 円）×1%	【44,400 円】
一 般	18,000 円 （年間上限額 144,000 円）	変わりません
低所得Ⅱ	変わりません	
低所得Ⅰ		

※【 】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の、4回目以降（多数回該当）の限度額。

★年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

◆入院時食事代の自己負担額が変わります

（1食あたりの標準負担額）

区 分		平成30年3月まで	平成30年4月から
一 般（下記以外の人）		1食 360 円	1食 460 円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去1年間の入院が 90 日以内	1食 210 円	変わりません
	過去1年間の入院が 91 日以上	1食 160 円	
低所得Ⅰ		1食 100 円	

※住民税非課税世帯、低所得Ⅱ・Ⅰの方は医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。役場住民課で申請してください（印鑑、身分証明書、マイナンバーがわかる書類が必要です）

※次ページに続きます⇒

◆70歳以上の方の高額介護合算療養費の自己負担限度額が変わります

国保と介護保険の合算自己負担の年額が下記の限度額を超えたときに、申請により超えた分が支給される制度です。

〔平成30年7月まで〕

区 分	限度額
課税所得 145 万円以上	67 万円
課税所得 145 万円未満※	56 万円
住民税非課税世帯	31 万円
住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下)	19 万円



〔平成30年8月から〕

区 分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
変わりません	

※収入の合計額が 520 万円未満（単身者の場合は 383 万円未満）の場合及び年間所得の合計額が 210 万円以下の場合も含まれます。

◎問い合わせ：保健福祉係 ☎54-5135

宮下病院からのお知らせ

宮下病院では、毎週木曜日「愛ばんしょ外来」（在宅療養生活支援外来）を開設しています。

- ① 病気や障がいを抱えて家で生活する方や家族からの、介護や生活についての相談窓口
- ② 地域に住む方々の健康維持・増進、介護・疾病予防のための支援
- ③ 地域に住む方々が気軽に立ち寄れる交流場所の提供

などを目的に、看護師、薬剤師、管理栄養士、リハビリスタッフが皆様の在宅生活のためのお手伝いをさせていただきます。

相談コーナーでは、例えば・・・「健康のことを考えたいけど、何をすれば良いのか分からない」「介護や病気のことを話す相手が欲しい」「介護のコツを知りたい」などの医療、介護、生活に関することについてご相談できます。

○時 間：相談コーナー：午前 9 時 ～ 正午、午後 1 時 ～ 4 時
健康教室：午前 11 時 ～ 11 時 30 分
住民交流事業：午前 10 時 ～ 11 時

○場 所：宮下病院 外来待合室等



月日	内容
4/ 5 (木)	◆相談コーナー ◆健康教室「季節の変わり目は体調の変わり目」 講師：看護師
4/12 (木)	◆相談コーナー ◆健康教室「季節の変わり目は体調の変わり目（※5日と同じ内容）」 講師：看護師
4/19 (木)	◆相談コーナー ◆健康教室「春野菜を使った簡単メニュー」 講師：管理栄養士
4/26 (木)	◆相談コーナー ◆健康教室「寝たきりにならないために ～寝たきりの原因と予防～」 講師：看護師

（健康教室の内容は、都合により変更になる場合があります）※費用、予約は不要です。

◎問い合わせ：宮下病院 ☎52-2321

4月の資源回収

町内全域

月 日	種 類
4月4日(水)	プラスチック容器包装 
7日(土)	段ボール
12日(木)	粗大ごみ
14日(土)	紙類 
18日(水)	プラスチック容器包装 

川口・沼沢地区のみ

月 日	種 類
4月12日(木)	ペットボトル
18日(水)	缶類  
25日(水)	びん類・不燃ごみ

西谷・本名・横田地区のみ

月 日	種 類
4月4日(水)	缶類  
5日(木)	ペットボトル
11日(水)	びん類・不燃ごみ

※粗大ごみについて、ベッド・ソファを出す際は布や骨組み、スプリング等を部材ごとに分けて集積場に出していただくようお願いします。